

皆伐許容面積限度を定める所在単位区域又は森林の集団の所在単位	中村川～笹内川	岩木川下流	岩木川上流	平川
保 安 林 種	水源かん養保安林	"	"	"
皆伐許容面積限度 (ヘクタール)	一、一三三〇・六七	四一二・五一	一、〇七七・九六	五八五・六六

青森県告示第四百五十八号
森林法施行令（昭和二十六年政令第一百七十六号）第四条の一第二項の規定により
平成十八年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

告示

保安林皆伐許容面積の限度

目
次

号外第五十六号

上北西部	上北地区	七戸川	奥入瀬川	馬淵川下流	新井田川	つがる市 の木造町の区域に限る。) (平成十七年二月十一日合併前)	五所川原市 前の市浦村の区域に限る。) (平成十七年三月二十八日合併前)	下北郡東通村	むつ市 のむつ市の区域に限る。) (平成十七年三月十四日合併前)	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	上北郡横浜町	三沢市	上北石町おいらせ 百(平成十八年三月 一日合併前の 区域に限る。)	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
四・八〇	一〇・一五	一一・五〇	一一・〇六	六・一〇	〇・三六	〇・三三	一三・一〇	六・一〇	六・一四	〇・一八	九九・一七	九六・四〇	一・一四	七六・五八	一三・四四

八戸市 前の八戸市の区域に限る。) (平成十七年三月三十一日合併前)	深浦町 前の岩崎村の区域に限る。) (平成十七年三月三十一日合併前)	西津軽郡鰺ヶ沢町	防風保安林	"
上北郡野辺地町 むつ市 のむつ市の区域に限る。) (平成十七年三月十四日合併前)	深浦町 前の深浦町の区域に限る。) (平成十七年三月三十一日合併前)	前(平成十七年三月三十一日合併前)	前(平成十七年三月三十一日合併前)	"
上北郡東通村 五所川原市 前の金木町の区域に限る。) (平成十七年三月二十八日合併前)	五所川原市 前の五所川原市 の区域に限る。) (平成十七年三月二十八日合併前)	五所川原市 前の市浦村の区域に限る。) (平成十七年三月二十八日合併前)	五所川原市 前の車力村の区域に限る。) (平成十七年二月十一日合併前)	五所川原市 前の森田村の区域に限る。) (平成十七年二月十一日合併前)
"	"	"	"	"
〇・五〇	四・一〇	一三・八〇	〇・三〇	〇・二一
三・二八	一五・六〇	五五・七〇	六九・一六	〇・八〇
〇・六〇	二・二八	三・五六	二・六六	"

上北郡東北町 前(平成十一年三月三十一日合併) 前の区域に限る。)	むつ市 の脇成十七年三月十四日合併前 の区域に限る。)	むつ市 (平成十七年三月十四日合併前 の区域に限る。)	下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市 (平成十七年四月一日合併前 の区域に限る。)	青森市 (平成十七年三月二十八日合併前 の区域に限る。)	東津軽郡中泊町 前(平成十七年三月二十八日合併前 の区域に限る。)	北津軽郡外ヶ浜町 前(平成十七年三月二十八日合併前 の区域に限る。)	上北郡おいらせ町 百石町の区域に限る。)	十和田市 市(平成十七年一月一日合併前 の区域に限る。)	三沢市	上北郡七戸町 前(平成十一年三月三十一日合併 の区域に限る。)	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
○・三八	四・九一	一五・九四	三・六〇	〇・九〇	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二	〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三一・八〇

南部地区	津軽地区	南部町 (平成十八年一月一日合併前 の区域に限る。)	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	上北郡六ヶ所村	十和田市 市(平成十七年一月一日合併前 の区域に限る。)
"	保健保安林	"	"	"	"	"
八八・八八	一五五・六二	八・六四	九・三二	三・九四	三・二六	一・七八

(発行所 青森市 青長・島 一行人 森目 一番 県号
(印刷所 青森市 東二 奥間販 印町人 刷三丁 株目 式番 会七 社号

定価小口一枚二付十五円一錢

毎週月・水・金曜日発行